

I C T活用工事における各実施要領の主な改定点

（令和5年10月1日）

1. 国土交通省の要領改定に伴い記載内容を改める。
 - ① 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用の積算方法
3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法について、「共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じて算出される金額」と「見積り」を比較し、安価な方を採用する。
 - ② 作業土工（床掘）と小規模土工における床掘りの適用範囲
 - ・作業土工（床掘）：平均施工幅1m以上 ⇒ 平均施工幅2m以上
 - ・小規模土工：平均施工幅1m未満 ⇒ 平均施工幅2m未満
 - ③ 地盤改良工（安定処理）〔路床〕の施工パッケージ
 - ④ 小規模土工における3次元出来形管理等の施工管理を対象外
2. I C T施工技術の活用に関する協議の様式を明確化
3. 適用日
単価適用日が令和5年10月1日以降の工事に適用する。
ただし、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の積算に関しては、令和5年10月1日以降にI C T施工技術の活用に関する協議を行った工事に適用する。